

議員提出第 11 号議案

足立区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

提出者

足立区議会議員	さとう	純子
同	針谷	みきお
同	ぬかが	和子
同	鈴木	けんいち
同	伊藤	和彦
同	浅子	けい子
同	はたの	昭彦

足立区議会議長 馬場信男 様

(提案理由)

食品の放射能を測定し、区民の安全・安心を守るため、本改正案を提出する。

足立区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の一部を改正する条例

足立区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例（平成24年足立区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「恒温槽」の次に「、放射性物質検査機器」を加える。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。